

青森県妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業実施要綱

(目的)

第1 この事業は、分娩取扱施設の減少により、妊産婦が遠方の分娩取扱施設での分娩を余儀なくされる状況が生じており、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられるようにするため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産までの間当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の不安解消と経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、市町村とする。

(県の助成)

第3 県は、市町村が第4に定める事業を行う場合に、当該市町村に対し、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(事業内容及び実施方法)

第4 この要綱において「助成対象者」とは、次のいずれかに該当する者であって、事業実施市町村に住民票がある者とする。

- (1) 住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最も近い分娩取扱施設（妊婦の受入が可能な分娩取扱施設に限る。以下同じ。）まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦
- (2) 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター（当該妊婦の受入が可能な周産期母子医療センターに限る。以下同じ。）まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦

2 この要綱において「助成対象経費」とは、次に該当するものとする。なお、交通費又は宿泊費の算出方法については、別表のとおりとする。

- (1) 第4(1)に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。

①交通費

当該妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設までの移動に要した費用（往復分）について、別表により算出した交通費の助成額を助成する。

②宿泊費

当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設

(当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ。)で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用(出産時の入院までの前泊分として、最大14泊分)について、別表により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い分娩取扱施設」を「最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設」と読み替えることとする(以下同じ。)

(2) 第4(2)に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。

①交通費

当該妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センターまでの移動に要した費用(往復分)について、別表により算出した交通費の助成額を助成する。

②宿泊費

当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用(出産時の入院までの前泊分として、最大14泊分)について、別表により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い周産期母子医療センター」を「最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設」と読み替えることとする(以下同じ。)

3 この要綱において「助成対象期間」は、助成対象者が、出産を目的として入院又は待機宿泊を開始した日から入院又は待機宿泊が終了した日までとする。

4 助成金の申請は、助成対象者が、住民票のある市町村に対し行う。

助成対象期日初日と助成対象期間満了日が同一年度である場合は、当該対象期間における経費について、必要書類を揃えて同年度末までに申請する。また、助成対象期間満了日が助成対象期間初日に属する年度の翌年度となる場合は、助成対象期間初日から同一年度の3月31日までの経費について必要書類を揃えて同年度末までに申請するとともに、助成対象期間が満了した際は、その年の4月1日から助成対象期間満了日までの経費について必要書類を揃えて助成対象期間満了日の属する年度末までに申請する。

ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

5 市町村が事業を行うに当たっては、次に定める様式を用いるものとする。

妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金申請書(第1号様式)

6 概ね60分以上の移動時間を要する妊婦の考え方

この事業における「概ね60分以上の移動時間を要する妊婦」とは、第4(1)または(2)に該当する妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段(タクシー、鉄道やバスなどの公共交通機関、自家用車などの移動手段のうち、妊婦が選択した移動手段とする。)において、地理的条

件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね60分以上を要すると市町村が認める妊婦をいうものとする。

7 交通費及び宿泊費の助成額の算出方法

交通費及び宿泊費の助成額は、以下により算出することとする。

(1) 交通費の助成額

第4(1)または(2)に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでタクシーにより移動した場合は実費額に0.8を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は実施主体の旅費規程に準じて算出した額(実費額を上限とする。)に0.8を乗じて得た額とする。

(2) 宿泊費の助成額

第4(1)または(2)に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合は、実費額(実施主体の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。)から、1泊当たり2,000円を控除した額とする。

(周産期母子医療センターの役割)

第5 周産期母子医療センターは、第4に規定する市町村の事業の実施に協力するものとし、助成対象者から、第4第5項各号に掲げる書面について記載の求めがあった場合には、当該助成対象者の受診等の実態に即してこれらの様式の記入をする。

(その他)

第6 この要綱に定めるほか、本事業の推進に当たって必要な事項は、市町村、周産期母子医療センター及び県が協議のうえ別に定める。

附 則

この実施要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4 関係）

	積算方法
交通費 (タクシー)	妊婦 1 人につき、実費額に 0. 8 を乗じて得た額（往復分）
交通費 (自家用車・ 公共交通機関)	妊婦 1 人につき、市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。なお、有料道路を利用した際の料金が対象である場合は、その料金を加算することができる）に 0. 8 を乗じて得た額（往復分） 自家用車の運転は本人、家族等の別を問わない。
宿泊費	妊婦 1 人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする）から、1 泊あたり 2, 0 0 0 円を控除した額

- ※ 有料道路利用時は申請時に領収書を市町村に提出すること。なお、タクシー利用時の領収書には発着地を記載する。
- ※ 市町村は、助成対象者から提出された領収書の日付及び金額を確認し、写しを保管すること。